

一般社団法人農村文明創生日本塾 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、この法人（以下「本会」という。）の会員の種別及び会員の会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 本会の目的、事業に賛同する自治体首長は、代表理事の承認を得て正会員となることができる。

(有識者会員)

第3条 本会の目的、事業に賛同する個人は、代表理事の承認を得て有識者会員となることができる。

(賛助会員)

第4条 本会の活動を賛助する法人並びに個人は、代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第5条 代表理事は新たに前各条の会員（以下、単に「会員」という。）となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第7条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。但し、平成28年度の会費は半額とする。

2 年会費は会員種別に応じて以下各号のとおりとする。

- (1) 正会員 1 口 30,000 円（市は2口以上）
- (2) 有識者会員 1 口 10,000 円
- (3) 賛助会員 1 口 100,000 円

(会員の権利及び義務)

第8条 会員は以下の権利を有する。

(1) 正会員

- ① 総会に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- ② 基本事業に無料で参加することができる。
- ③ 地域塾に有識者会員を講師として招聘するなどの支援を受けることができる。
- ④ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(2) 有識者会員

- ① 総会に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- ② その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(3) 賛助会員

① 総会にオブザーバーとして参加することができる。

② その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

(会員の義務)

第9条 会員は、議決権その他の権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

2 会員は、会員総会、理事会、その他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

(補則)

第10条 この規程は必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。